



鳥取県公報

令和元年5月17日(金)
第9102号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定(20) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(21) (〃) 2
	所有者等が判明しない放置自動車(22) (子育て応援課) 3
	建築基準法による特定工程等の指定の一部改正(23) (住まいまちづくり課) 3
	物品売払代金の徴収事務の委託(24) (農業大学校) 3
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定
	(25) (水産課) 4
	物品売払代金の徴収事務の委託(26) (農業試験場) 4
	開発行為に関する工事の完了(27) (西部総合事務所生活環境局) 4
◇ 公 告	令和元年度毒物劇物取扱者試験の実施(医療・保険課) 4

告 示

鳥取県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団やまもと	米子市車尾南一丁目8-32	グループホームやまもと	米子市観音寺新町一丁目10-6	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成31年4月1日

鳥取県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護老人保健施設、居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
介護老人保健施設さくらの郷	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	平成31年3月31日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
青空交通有限会社	米子市米原五丁目10-21	青空交通ケアセンター指定訪問介護事業所	米子市米原五丁目10-21	訪問介護	平成31年3月31日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会訪問介護事業所	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	〃	〃
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市福吉町1400	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	倉吉市福吉町1400	訪問入浴介護	〃
医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷1157	医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷1157	訪問看護	〃
鳥取医療生活協	鳥取市末広温泉町	介護老人保健施設	八頭郡若桜町大字	短期入所療養介	〃

同組合	203	さくらの郷	若桜1200-1	護	
-----	-----	-------	----------	---	--

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷1157	医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷1157	介護予防訪問看護	平成31年3月31日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	介護老人保健施設 さくらの郷	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	介護予防短期入所療養介護	〃

鳥取県告示第22号

鳥取県国有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第3項の規定に基づき、所有者等が判明しない放置自動車について、次のとおり告示する。

令和元年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

警告書を貼り付けた日	放置されている場所	車名、塗色又は自動車登録番号	車内に放置されている物件	告示後の取扱い	引取りの方法
平成31年2月28日	鳥取市浜坂字東浜1390-436及び1390-437	ニッサン シーマ 銀色 三重301め6925	なし	令和元年8月18日以後に処分	鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課に申し出ること。

鳥取県告示第23号

平成22年鳥取県告示第374号（建築基準法による特定工程等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和元年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 略 2 中間検査を行う期間 平成22年7月8日から令和4年6月19日まで 3～6 略	1 略 2 中間検査を行う期間 平成22年7月8日から平成31年6月19日まで 3～6 略

鳥取県告示第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品及び牛の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

(1) 生産品

- 鳥取中央農業協同組合
- せきがね犬狹観光株式会社
- 地方卸売市場倉吉青果株式会社
- 大山乳業農業協同組合

(2) 牛

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

鳥取県告示第25号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和元年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取夏泊加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月17日

鳥取県農業試験場長 米 山 肇

1 委託の相手

鳥取いなば農業協同組合

2 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

鳥取県告示第27号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和元年5月17日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

1 開発許可の年月日及び番号

平成31年4月23日 鳥取県指令第201900009226号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字下小堀

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町1876

拝藤 桂子

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、令和元年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和元年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

令和元年11月26日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）

4 試験科目

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質、貯蔵、識別及び取扱方法（毒物及び劇物取締法施行規則第7条第3項に定める実地試験を含む。）

なお、(3)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 鳥取市健康こども部鳥取市保健所（〒680-0845 鳥取市富安二丁目104-2 さざんか会館）

鳥取県中部総合事務所福祉保健局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所福祉保健局（〒683-0802 米子市東福原一丁目1-45）

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

令和元年8月19日（月）から同月30日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、令和元年8月30日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能等身体に障がいをもつ者が受験を希望する場合は、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、令和元年9月27日（金）までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課から本人宛てに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、令和元年12月24日（火）午前9時に鳥取県庁並びに鳥取県中部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保健局に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、令和元年12月24日（火）から令和2年1月23日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 問合せ先

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168）

鳥取市健康こども部鳥取市保健所（電話 0857-22-5691、ファクシミリ 0857-22-5669）

鳥取県中部総合事務所福祉保健局（電話 0858-23-3144、ファクシミリ 0858-23-4803）

鳥取県西部総合事務所福祉保健局（電話 0859-31-9316、ファクシミリ 0859-34-1392）